

靈感商法などによる消費者被害の救済のため消費者契約法が改正されました

令和4年12月10日成立、令和5年1月5日施行

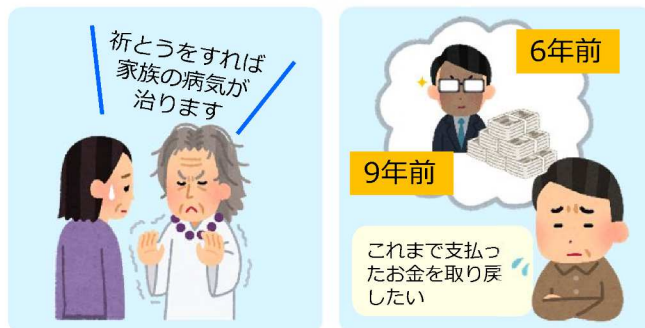
靈感などによる告知を用いた勧誘による消費者被害の深刻化に対応するため、「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」が成立しました。



● 取消権の対象範囲の拡大

消費者本人だけでなく親族の生命、身体、財産などに関する不安をあおって結んだ契約についても対象となった。

将来についての不安だけでなく、現在抱える不安をあおって結んだ契約についても対象となった。



● 取り消し権の行使期間の伸長

取消権の行使期間が、被害に気付いてから3年(改正前1年)、契約締結時から10年(改正前5年)の間、行使することが可能となった。

※改正前の靈感商法などによる勧誘でも、時効が完成していない契約については、改正後の取消権の行使期間が適用されます。

○消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律(令和4年法律第99号)等について(消費者庁HP)



詳細は
こちらから

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律が成立しました

令和4年12月10日成立、令和5年1月5日一部施行

寄附の不当な勧誘による被害の救済、再発防止のため、寄附の適正化の仕組みを構築する「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が成立しました。

- 【寄附を勧誘する側】の規制
- 【不当な勧誘により寄付した方や家族】の救済
- 違反に対する行政措置・罰則
- 寄附者等に対する支援等

○法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号) (消費者庁HP)



詳細は
こちらから

すぐ相談
困ったら

佐賀県 消費生活センター

TEL:0952(24)0999

FAX:0952(24)9567

✉: shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

相談無料です!

【受付時間】9:00~17:00

※16:30までにお電話ください

※土日祝日(年末年始を除く)も受付

または

消費者ホットライン

いやや 188

お近くの相談窓口につながります

法テラス

合同電話相談窓口を法テラスが引き継ぎ、より多くの方々のお問合せに対応します！

靈感商法等対応ダイヤル



0120-005931

受付時間 9:30~17:00 (平日)

※ 国外からの電話によるお問合せは、050-3383-0010 (有料)

※ メールによるお問合せは、こちら (国内外から利用可) →



日本司法支援センター



靈感商法に限らない金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、修学、就労、生活困窮など、

「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方、
まずは**お電話**ください

※ 「旧統一教会」問題に限らず、これと同様のお悩みを抱えている方々からの相談を幅広くお受けします

※ お悩みに応じた相談窓口をご案内します

※ **経済的に困り**で**法的トラブル**をお抱えの方は、**法テラス**による**無料法律相談**や**弁護士費用等の立替え**をご利用できることがあります

様々なお悩みに対応

連携機関等

内閣官房

警察庁

消費者庁

総務省

法務省

文部科学省

厚生労働省

外務省

日本弁護士連合会

孤独・孤立

犯罪被害

消費者トラブル

行政相談

人権問題

いじめ・修学

児童虐待・生活困窮・就労・心の健康

在外邦人

法的問題

----- お悩みに応じて、こんな相談窓口もご利用できます -----

警察相談専用電話

(# (シャープ) 9110)

各都道府県警察本部・警察署における相談窓口



犯罪による被害等の相談を受け付けます！

消費者ホットライン

い や や (188)

消費者トラブルに関する相談を受け付けます！

高価な物品を買わされたが取り消せないか等



みんなの人権110番

(0570-003110)

人権についてのお悩み何でも受け付けます！



- 差別を受けた
- いじめを受けた
- ネットで誹謗中傷された 等

行政相談「きくみみ」

おこまりなら まる まる くじょー ひやくとばん (0570-090110)

どこに相談してよいか分からないお困りごとは行政相談へ！関係機関を案内します。



困ったら一人で悩まず行政相談！

行政相談マスコット「キクーン」

在外公館 (大使館、総領事館)

海外にお住まいの方は、最寄りの在外公館にお問合せください。



※相談方法や対応時間は、各相談窓口により異なります。詳しくは各相談窓口のホームページをご覧ください。